

令和7年7月4日

お 知 ら せ

課名	健康推進課
担当	香山、小金谷
内線	3481、3469
直通	086-226-7330

令和7年度第1回 岡山県自殺対策連絡協議会を開催します

このことについて、次のとおり開催しますのでお知らせいたします。

記

1 日 時 令和7年7月11日（金）14：30～16：00

2 場 所 ピュアリティまきび（3階橘）
（岡山市北区下石井2-6-41）

3 議 題 （1）現計画の現状・検証等について
（2）新計画の骨子案について ほか

4 協議会構成団体

岡山県医師会、岡山県精神科病院協会、岡山県精神神経科診療所協会、
岡山弁護士会、岡山県司法書士会、岡山いのちの電話協会、
岡山県民生委員児童委員協議会、岡山県愛育委員連合会、岡山県経営者協会、
岡山県保健所長会、岡山労働局、岡山県警察本部、岡山県教育庁、
岡山県県民生活部、岡山県子ども・福祉部、岡山県産業労働部、岡山県保健医療部

5 その他

- （1）会議は原則として公開します。ただし、会議の中で非公開の決定をした場合は非公開とします。
- （2）会場内に報道席を設けています。傍聴を希望される方は会議開始10分前までに会場へお越しください。

傍 聴 要 領

岡山県自殺対策連絡協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、会議の会長の許可を受けたうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。